

別表第一（第十四条関係）

減額の条件		入学検定料	備考
学外機関による試験を利用し、かつ、本大学個別の学力検査を課さない場合	一五、〇〇〇円		
学部ごとに入学の選考を行う場合において、同日に実施する同一の学部の二以上の選考（学科、選考方式又は教科型等）を同時に併せて志願したとき	一五、〇〇〇円	上記の入学検定料は、二つ以降の一選考が増すことの入学検定料である	
複数の学部が共通した入学試験問題により、同日に入学の選考を行う場合において、二以上の選考（学部、学科、選考方式又は教科型等）を同時に併せて志願したとき	一五、〇〇〇円	上記の入学検定料は、二つ以降の一選考が増すことの入学検定料である	

別表第二（第十九条関係）

種別	区分	該当事項	適用される学費の内容			学費の適用
			入学金	授業料	施設設備費	
編入学生		学則施行規則第三条第一項第一号による編入学生のうち、他大学を卒業した者及び同項第二号から第七号による編入学生	全額	全額	全額	同右
		学則施行規則第三条第一項第一号による編入学生のうち、本大学を卒業した者	半額	全額	全額	許可された年次の学生に適用される納入額とする。
転部科者		転部科者	不要	全額	全額	許可された年次の学生に適用される納入額とする。
		通信教育課程より通学課程への転科者	差額	全額	全額	同右 入学金は、通教在籍時納入額との差額とする。
再入学者		学則第三十一条第一項による除籍者（同条第三号による除籍者を除く。）	全額	全額	全額	許可された年次の学生に適用される納入額とする。

注 一 経済学部、商学部、理工学部、総合政策学部、国際経営学部及び国際情報学部は、学則別表第六に定める実
験実習料を要する。

二 特殊な場合の学費で、この表に該当しない事項については、別に定める。

